

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	松戸市 健康管理(母子保健法)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松戸市は、健康管理(母子保健法)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

松戸市長

公表日

令和3年7月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	松戸市健康管理(母子保健法)に関する事務
②事務の概要	母子保健法の規定にのっとり、母子健診情報の管理を行う。 特定個人情報ファイルを以下の事務に使用する。 1.妊産婦・乳児・幼児に対する保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 2.新生児の訪問指導に関する事務 3.妊婦・乳児・幼児に対する健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 4.妊娠の届出と母子健康手帳の交付に関する事務 5.未熟児の訪問指導に関する事務
③システムの名称	1.総合保健福祉システム(健康管理) 2.庁内共通連携基盤システム 3.中間サーバー 4.サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 妊婦健康管理ファイル(届出・健診・訪問・相談) 2. 乳児健康管理ファイル(健診・訪問・相談) 3. 幼児健康管理ファイル(健診・相談・訪問)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 49の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号、別表第二第三欄が「市町村長」であって第四欄に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」を含む項(56の2の項)及び「母子保健法による健康診査に関する情報」を含む項(69の2の項) (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条及び第38条の3 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号、別表第二第三欄が「市町村長」であって第四欄に「母子保健法による健康診査に関する情報」を含む項(69の2の項) (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども部 子ども家庭相談課
②所属長の役職名	子ども家庭相談課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松戸市総務部総務課 情報公開担当室 電話番号047-366-7107
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松戸市 子ども部 子ども家庭相談課 〒271-0072 千葉県松戸市竹ヶ花74-3 電話番号047-366-5180

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年1月1日 時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年1月1日 時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	追記	4.サービス検索・電子申請機能	事後	サービス追加
平成29年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	宮間恵美子	長谷川明美	事後	人事異動
平成29年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年6月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年6月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	長谷川明美	子ども家庭相談課長	事後	様式の変更
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	IVリスク対策		IVリスク対策を記載	事後	様式の変更
令和2年6月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号、別表第二第三欄が「市町村長」であって第四欄に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」を含む項(56の2の項)及び「母子保健法による健康診査に関する情報」を含む項(69の2の項) (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条 2 情報照会の根拠 なし(情報照会を行わない。)	1 情報提供の根拠 (1) 番号法第19条第7号、別表第二第三欄が「市町村長」であって第四欄に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」を含む項(56の2の項)及び「母子保健法による健康診査に関する情報」を含む項(69の2の項) (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号)第30条及び第38条の3 2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号、別表第二第三欄が「市町村長」であって第四欄に「母子保健法による健康診査に関する情報」を含む項(69の2の項)	事後	法改正による追記
令和2年6月12日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年6月12日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月26日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月26日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正